○経済産業省令第五十二号

産業 競争力強 化法等 *の* 部を改正する等の法律 (令和三年法律第七十号) の 一 部及び産業競争力強化法等

 \mathcal{O} 部を改一 正 する等 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に 伴う関 係政 令 \mathcal{O} 整 備等 に 関 はする政 令 (令和三年政 令第百六十 · 九 号

 \mathcal{O} 施 行 に伴 V. 産業 競争 力 強 化 法 . 等 \mathcal{O} 部を改 正する等 \dot{O} 法律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行に伴う経 済 産業省関 係 省 令 \mathcal{O}

整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

産 業競 争 力強化法等 O部を改正する等の法律 (I) — 部の施行に伴う経済産業省関係省令 \mathcal{O} 整備 に関す

る省令

特許法施行規則の一部改正)

第一 条 特許 法 施 行 規則 (昭 和三十五年通商産業省令第十号)の一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表によ り、 改 É 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(提出書面の省略)	(提出書面の省略)
第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和	第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和
三十四年法律第百二十三号)、意匠法(昭和三	三十四年法律第百二十三号)、意匠法(昭和三
十四年法律第百二十五号)、商標法(昭和三十	十四年法律第百二十五号)、商標法(昭和三十
四年法律第百二十七号)、工業所有権に関する	四年法律第百二十七号)、工業所有権に関する
手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三	手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三
十号。以下「特例法」という。)又はこれらの	十号。以下「特例法」という。)、産業競争力
法律に基づく命令に規定する手続を含む。)を	強化法(平成二十五年法律第九十八号)又はこ
する場合において、特許法第三十条第三項若し	れらの法律に基づく命令に規定する手続を含
くは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第	む。)をする場合において、特許法第三十条第
二項(同法第四十三条の三第三項において準用	三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三

四の二第五項本文(同条第七項において準用す	の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文
七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の	、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六
二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十	る場合を含む。)、第三十一条の二第六項本文
十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第	四の二第五項本文(同条第七項において準用す
項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二	七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の
四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一	二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十
号)第十七条から第十九条まで又はこの省令第	十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第
競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三	項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二
昭和三十五年政令第二十号)第一条の三、産業	四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一
許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令(五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第
三第三項において準用する場合を含む。)、特	令第十一条、特許法等関係手数料令 (昭和三十
いて準用する場合を含む。)及び第四十三条の	において準用する場合を含む。)、特許法施行
条の二第二項(同法第四十三条の三第三項にお	する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項

許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条	した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四
づく命令に係るものを含む。) について既に特	を含む。)について既に特許庁に証明書を提出
例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基	例法又はこれらの法律に基づく命令に係るもの
2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特	2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特
て当該証明書の提出を省略することができる。	
れを提出し、他の手続においてその旨を申し出	
内容が同一であるときは、一の手続についてこ	
二第三項本文の規定により提出すべき証明書の	て当該証明書の提出を省略することができる。
、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の	れを提出し、他の手続においてその旨を申し出
(同条第六項において準用する場合を含む。)	内容が同一であるときは、一の手続についてこ
の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文	二第三項本文の規定により提出すべき証明書の
、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六	、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の
る場合を含む。)、第三十一条の二第六項本文	(同条第六項において準用する場合を含む。)

本文(同条第七項において準用する場合を含	項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八
項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項	準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六
本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一	七条の四の二第五項本文(同条第七項において
七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項	第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十
四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第	項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、
五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第	、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一
から第十九条まで又はこの省令第四条の三、第	条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項
第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条	省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八
特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令	条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの
の三第三項において準用する場合を含む。)、	準用する場合を含む。)、特許法施行令第十一
おいて準用する場合を含む。)及び第四十三条	を含む。)及び第四十三条の三第三項において
三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項に	法第四十三条の三第三項において準用する場合
第三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十	十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同

(出願審査請求書の様式等)	(出願審査請求書の様式等)
ることができる。	
あると認めるときは、当該証明書の提出を命ず	
ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要が	明書の提出を命ずることができる。
て当該証明書の提出を省略することができる。	長は、特に必要があると認めるときは、当該証
ないときは、当該手続においてその旨を申し出	ることができる。ただし、特許庁長官又は審判
文に規定する場合において、その事項に変更が	てその旨を申し出て当該証明書の提出を省略す
条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本	その事項に変更がないときは、当該手続におい
項において準用する場合を含む。)、第六十九	九条の二第三項本文に規定する場合において、
本文、第三十八条の十四第四項本文(同条第六	む。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十
条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項	項本文(同条第六項において準用する場合を含
む。)、第三十一条の二第六項本文、第三十八	条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四

定の適用を受けようとするときは、特許料納付	3 特許法第百九条又は第百九条の二第一項の規	2 [略]	第六十九条 [略]	(特許料納付書の様式等)	3~7 [略]		ない。	出願審査請求書にその旨を記載しなければなら	二の二の規定の適用を受けようとするときは、	2 特許法第百九十五条の二又は第百九十五条の	第三十一条の二 [略]
又は産業競争力強化法第六十六条第一項の規定	3 特許法第百九条若しくは第百九条の二第一項	2 [略]	第六十九条 [略]	(特許料納付書の様式等)	3~7 [略]	V) o	願審査請求書にその旨を記載しなければならな	二項の規定の適用を受けようとするときは、出	条の二の二又は産業競争力強化法第六十六条第	2 特許法第百九十五条の二若しくは第百九十五	第三十一条の二 [略]

(以下この様式において「合算して得た額	(以下この様式において「合算して得た額
分の割合を乗じて得た額を合算して得た額	分の割合を乗じて得た額を合算して得た額
にあつては、その減免後の金額)にその持	にあつては、その減免後の金額)にその持
査の請求の手数料の金額(減免を受ける者	査の請求の手数料の金額(減免を受ける者
であつて、国以外の各共有者ごとに出願審	であつて、国以外の各共有者ごとに出願審
5 第27条第4項に規定する共有に係る出願	5 第27条第4項に規定する共有に係る出願
1~4 [略]	1~4 [略]
〔備考〕	[備考]
[略]	
様式第44(第31条の2関係)	様式第44(第31条の2関係)
にその旨を記載しなければならない。	
の適用を受けようとするときは、特許料納付書	書にその旨を記載しなければならない。

 \bigcirc 設けて、「〇/〇」のように国以外の全て である。 者を含む者の共有に係る出願にあつては「 者の共有に係る出願にあっては「【代理人 令第10条第○号○に掲げる者に該当する者 ○に掲げる要件に該当する者である。(○ 数料に関する特記事項】」の欄を設けて、 の者の持分の割合を記載し、減免を受ける 】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を 「特許法等関係手数料令第1条の2第○号 という。)を納付するときは、国を含む 【手数料の表示】)」の欄の次に「【手 持分0/0) 」 又は (OOOO 特分O/O) J<u>のよ</u> 「特許法施行

」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号のに掲げる要件に該当する者である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)」 若しくは「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)」

うに減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6 第31条の2第2項の規定により特許法第 195条の2<u>又は第195条の2の2</u>の規定の適

又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2/3 軽減(○○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の構を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2<u>若しくは第195条の2の2又は産</u>

1 た場合には、 施行令第10条第○号○に掲げる者に該当す 要件に該当する者である。」 関係手数料令 の表示】)」の欄の次に「【手数料に関す る者である。」 用を受けようとするときは、「(【手数料 る特記事項】」の欄を設けて、 推業 ·5でよ 記載するには及ばない。 り減免 第1条の2 のように記載する。 を受ける 第〇号〇に掲げ XII 7][[「特許法等 等を記載 「特許法 ただ \subset B \subset

係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要 第66条第2項の規定に する者である。」 法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当 件に該当する者である。」 特記事項】」の欄を設けて、 表示】)」の欄の次に を受けようとすると 業競争力強化法第66条第2項の規定の適用 又は さない よる審査請求料の2 「【手数料に関する 「産業競争力強化法 指しくは 「(【手数料の 「特許法等関 「特許

✓3軽減」のように記載する。ただし、備 考5により減免を受ける旨等を記載した場 合には、記載するには及ばない。

, ~10 [累]

~

 \sim

 ~ 10

器

様式第69(第69条関係)

[器]

[備光]

1~5 [略]

6 第69条第2項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて

得た額を合算して得た額(以下この様式に

様式第69(第69条関係)

[器]

〔編光〕

1~5 [略]

6 第69条第2項に規定する共有に係る権利

であつて、国以外の各共有者ご

とに特許料

の金額(減免を受ける者にあつては、その

減免後の金額)にその持分の割合を乗じて

得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納

付するときは、国を含む者の共有に係る権

利にあっては「【納付年分】」の欄の次に

利にあつては「【納付年分】」の欄の次に

付すると

さな、

国を含む者の共有に係る権

ないて

「合算して得た額」という。)

を独

受ける者ごとに行を改めて記載するととも する者である。 (〇〇〇〇 持分〇/〇) 法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当 第○号○に掲げる要件に該当する者である の欄の次に「【特許料等に関する特記事項 有に係る権利にあつては「【納付年分】」 合を記載し、 〇」のように国以外の全ての者の持分の割 又は名称及びその者の持分の割合を減免を 】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条 「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/ のように減免を受ける旨、出願人の氏名 (0000減免を受ける者を含む者の共 持分0/0) 」 又は 「特許

「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項別」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)」
「大統行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)」
「大統行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)」
「大は「産業競争力強化法第66条第1」項の規定による特許料の2/3軽減(〇〇

0

<u> 持分〇/〇)」のように</u>減免を受け

に、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)。

7 第69条第3項の規定により特許法第109条条又は第109条の2第1項の規定の適用を

載する。)。 」の欄に名称変更届等を提出する旨 107条第1項に規定する特許料の金額の割 持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改 合を記載する 」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○ する特記事項】」の欄の次に「【その他】 めて記載すると る旨、出願人の氏名又は名称及びその者の したときは、その記載の次に行を改めて記 ∕○」のように合算して得た額と特許法第 (備考4により「【その他】 \sim A 17 「【特許料等に関 'を記載

7 第69条第3項の規定により特許法第109条条若しくは第109条の2第1項又は産業競

7 は及ばない。 記載する。ただし、 掲げる者に該当する者である。」 第○号○に掲げる要件に該当する の欄の次に「【特許料等に関する特記事項 受けようとするときは、 Š 又は の欄を設けて、 加維維 を記載 「特許法施行令第10条第〇号〇に した場合には、 備地6 「特許法施行令 「【納付年分】」 $\widetilde{\restriction}$ ٦ 記載するに 5 演免 華 のように 徭 である 多與 9 籴 \mathcal{N}

コナナ 争力強化法第66条第1項の規定の適用を受 を記載した場合には、 る特許料の2 産業競争力強化法第66条第1項の規 に掲げる者に該当する者である。」 〇号〇に掲げる要件に該当する者で 欄の次に「【特許料等に関する特記事項】 粘しへは の欄を設けて、 ただし、 ٧٧ スタキン 備考6により減免を受ける 「特許法施行令第10条第〇号〇 \ & さば、 軽減」 「特許法施行令 記載するには及ばな 「【納付年分】」の のように記載する 徭 定に 又は な H 9 加 鄉 Š 籴 徭 ٦

8 • 9 [略]

 ∞

9

器。

様式第70(第69条関係)

器

[備光]

1 • 2 [點]

3 第69条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式

終付すると

まだが、

国を含む者の共有に係る

において

「合算して得た額」という。)

P)

権利にあつては「【納付年分】」の欄の次

様式第70(第69条関係)

一路

〔編光〕

· 2 [點]

ယ 納付するときは、 権利にあつては「【納付年分】」の欄の次 において「合算して得た額」 て得た額を合算して得た額(以下この様式 の減免後の金額) 料の金額 利であつて、国以外の各共有者 第69条第2項の規定による共有に係る権 (減免を受ける者にあしては、 にその持分の割合 国を含む者の共有に係る という。) (1/2 とに特許 ・や乗じ N 14

免を受ける者ごとに行を改めて記載すると 账 許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該 $^{\circ}_{\mathcal{N}}$ 共有に係る権利にあつては「【納付年分】 氏名又は名称及びその者の持分の割合を減 条第〇号〇に掲げる要件に該当する者であ 項】」の欄を設けて、「特許法施行令第 」の欄の次に「【特許料等に関する特記事 割合を記載し、 に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○) 」<u>のように</u>演免を受ける旨、 /○」のように国以外の全ての者の持分の する者である。(0000 (0000減免を受ける者を含む者の 持分〇/〇) 」<u>又は</u> 持分〇/〇 特許権者の 9

° 共有に係る権利にあつては「【納付年分】 条第〇号〇に掲げる要件に該当する者であ 項】」の欄を設けて、「特許法施行令第 割合を記載し、 に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○ 000 に該当する者である。 (〇〇〇〇 持分〇 」の欄の次に「【特許料等に関する特記事 /〇」のように国以外の全ての者の持分の 1項の規定による特許料の2 「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者 (0000<u> 持分〇/〇)」のように</u>滅免を受 「産業競争力強化法第66条第 減免を受ける者を含む者の 持分()/() 」 指しくは \searrow 軽減 $\widehat{\bigcirc}$ 9

	備考 表中の [] は注記である。
4 [略]	4 [略]
額の割合を記載する。	
許法第107条第1項に規定する特許料の金	
合 〇/〇」のように合算して得た額と特	0
他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割	に規定する特許料の金額の割合を記載する
に関する特記事項】」の欄の次に「【その	に合算して得た額と特許法第107条第1項
を改めて記載するとともに、「【特許料等	、「特許料の納付の割合 〇/〇」のよう
者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行	」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて
ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその	ともに、「【特許料等に関する特記事項】

(意匠法施行規則の一部改正)

意匠法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十	第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十
の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から	の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から
一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条	一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条
条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十	条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十
第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四	第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四
(特許法施行規則の準用)	(特許法施行規則の準用)
改正前	改正後

条第一項の規定による特許出願(もとの特許出	条第一項の規定による特許出願(もとの特許出
と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四	と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四
求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」	
異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請	異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請
中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許	中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許
補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項	補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項
審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は	審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は
第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服	第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服
用する。この場合において、同規則第四条の二	用する。この場合において、同規則第四条の二
る。)、請求その他意匠登録に関する手続に準	る。)、請求その他意匠登録に関する手続に準
(同規則第一条第一項及び第二項の規定に限	(同規則第一条第一項及び第二項の規定に限
く。)の規定は、意匠登録出願、国際登録出願	く。)の規定は、意匠登録出願、国際登録出願
三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除	三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除

「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定に	「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定に
による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは	による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは
項中「五善特許法第百九十五条第十一項の規定	項中「五 特許法第百九十五条第十一項の規定
決定不服審判を除く。)」と、第四条の三第三	決定不服審判を除く。)」と、第四条の三第三
審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下	審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下
絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「十二	絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「十二
場合を除く。)」と、「十二 審判の請求(拒	場合を除く。)」と、「十二 審判の請求(拒
登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による	登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による
いて準用する場合を含む。)の規定による意匠	いて準用する場合を含む。)の規定による意匠
条第一項において準用する場合を含む。)にお	条第一項において準用する場合を含む。)にお
三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七	三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七
「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の	「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の
願の代理人による場合を除く。)」とあるのは	願の代理人による場合を除く。)」とあるのは

十号)第一条の三、産業競争力強化法施行令(十号)第一条の三又はこの省令第四条の三、第
特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二	特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二
四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、	四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、
特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第	特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第
補正却下決定不服審判」と、第十条第一項中「	補正却下決定不服審判」と、第十条第一項中「
審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは	審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは
項並びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服	項並びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服
第九条の二第一項及び第二項、第九条の三第二	第九条の二第一項及び第二項、第九条の三第二
別指定手数料の返還請求	別指定手数料の返還請求
る過誤納の手数料の返還請求	る過誤納の手数料の返還請求
よる同法第六十条の二十一第一項に規定する個	よる同法第六十条の二十一第一項に規定する個
五の二 意匠法第六十七条第七項の規定によ	五の二 意匠法第六十七条第七項の規定によ

第二項前段、第十八条の六第二項本文若しくは	とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条	条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本	項において準用する場合を含む。)、第六十九	本文、第三十八条の十四第四項本文(同条第六	の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項)、第三十一条の二第六項本文、第三十八	本文(同条第七項において準用する場合を含	若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項	文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一	項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項	項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第	(第七条)すで、第一条第一項、第十条第一
文若しくは第六十九条の二第三項本文」とある	準用する場合を含む。)、第六十九条第二項本	十八条の十四第四項本文(同条第六項において	項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三	三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四	条第七項において準用する場合を含む。)、第	は第二項、第二十七条の四の二第五項本文(同	くは第四項本文、第二十七条の二第一項若しく	、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若し	十一条の五第二項、第二十五条の七第七項本文	第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第	九条まで又はこの省令第四条の三、第五条から	平 历二十分名 政令第十三条》第十七条为心第十

、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第	いて準用する場合を含む。)、第三十一条の二
第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項	二十七条の四の二第五項本文(同条第七項にお
第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、	文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第
令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条	第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本
法施行令第十七条から第十九条まで又はこの省	二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条
法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化	第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第
同条第二項中「、特許法施行令第十一条、特許	この省令第四条の三、第五条から第七条まで、
第七項において準用する場合に限る。)」と、	十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又は
て準用する特許法施行規則第二十七条の四の二	る。)」と、同条第二項中「、特許法施行令第
条の四の二第五項本文(第十九条第三項におい	条の四の二第七項において準用する場合に限
三項において準用する特許法施行規則第二十七	三項において準用する特許法施行規則第二十七
、第十八条の六第二項本文若しくは第十九条第	則第二十七条の四の二第五項本文(第十九条第
のは「又は意匠法施行規則第十八条第二項前段	第十九条第三項において準用する特許法施行規

録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の 施	号中「特許出願の番号」とあるのは、「意 本	用する場合に限る。)」と、第十一条の三	施行規則第二十七条の四の二第七項におい 二	本文(第十九条第三項において準用する特 施	する特許法施行規則第二十七条の四の二第 九	第二項本文若しくは第十九条第三項においてした。	施行規則第十八条第二項前段、第十八条の 本	九条の二第三項本文」とあるのは「又は意	む。)、第六十九条第二項本文若しくは第 本	項本文(同条第六項において準用する場合 用	条の六の二第五項本文、第三十八条の十四	
2.	文(第十九条第三項において準用する特許法	^ る特許法施行規則第二十七条の四の二第五項	二項本文若しくは第十九条第三項において準用	^総 行規則第十八条第二項前段、第十八条の六第	2条の二第三項本文」とあるのは「又は意匠法	3。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十	文(同条第六項において準用する場合を含	分の二第五項本文、第三十八条の十四第四項	本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条	パする場合を含む。)、第三十一条の二第六項	4の四の二第五項本文(同条第七項において準	

五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様	五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十
四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第	第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十
第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第	、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式
九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式	式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで
の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の	式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様
様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八	様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様
の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、	一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、
式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五	十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十
と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様	十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二
三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」	十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二
録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第	、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第
号中「特許出願の番号」とあるのは、「意匠登	号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四
用する場合に限る。)」と、第十一条の三第一	二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番

第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九	五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一
第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則	二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の
十九条第一項において準用する特許法施行規則	第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第
四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第	規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則
まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十	規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同
るのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五	則第十九条第一項において準用する特許法施行
式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあ	第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規
第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様	第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式
式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式	とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式
様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様	、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」
六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、	様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三
十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の	、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、
式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六	一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五

四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式	規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条
則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十	する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に
第十九条第八項において準用する特許法施行規	様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定
の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則	六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する
定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条	行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第
する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規	規則第十九条第八項において準用する特許法施
許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定	八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行
法施行規則第十九条第三項において準用する特	に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十
一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠	規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二
規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第	る特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に
規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に	意匠法施行規則第十九条第三項において準用す
に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に	条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、
条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項	項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四

定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判	十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶	は同規則第六十二条第二項に規定する様式第一	第三項に規定する様式第六十五の二十三若し	式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十	五の十九、同規則第六十条第六項に規定する	同規則第六十条第五項に規定する様式第六	条の十七第二項に規定する様式第六十五の十	規定する様式第六十五の十五、同規則第五十	第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項	一、同規則第五十八条第二項に規定する様式	五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の	第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第
三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは	第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第	の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式	同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五	の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、	定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条	十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規	、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六	七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一	項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十	する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二	様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定	第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する

定不服容 項中 4 $^{\circ}$ *ن* ه 定 は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】 式第二の 0 には及ばない。」 又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二 7 の欄を設けて、 徭 とまは、 という。) 9-ただし、 1項に規定する国際登録 「拒絶 7 審 B 뺍 H 備 判 考 及び 載された文字と同一 際登録簿 査定不服審判」とあるのは 「【住所又は居所】」の欄は設ける の名義人にあっては、 11 中 識別番号を記載したときは、 補 とあるのは 意匠法第60条の6第3項の規 正 「ただし、 却下 (以 下 -決定不 「国際登録簿」 識別番号を記載し (以下 「意匠法第60条の の文字を記載す 服 審判」 極級巡回 「【住所又 「拒絶 77 様 査 服審 補 欄を設けて、 所】」の次に いう。)の名義人にあつては、 二の備考 不服 同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十 及ぼない。」とあるのは M 五の二十五」と、 1項に規定する国際登録 「拒絶査定不服審判」とあるのは J, 正 審判」 却下 判及び補正却下決定不服審判」 11 中 決定不服 【住所又は居所】」 とある 意匠法第60条の6第3項の規定に 「【住所又は居所原語表記】 「ただし、 第十三条第四 審判」 のは 「拒 と、 識別番 (以下 「意匠法第60条の 絶査 第十 の欄は設け 1項中 一定不服· 卓 「国際登録」 「【住所又は居 外門 兀 拒 と、 条第二 「拒 典 絶査定不 審 様式第 絶 判 した なには 項 査定 又 6 9

 \sim

中

は

徭

 \sim

いて 願番号】」 \mathcal{A} 次に あ 式 特許出願について、出願番号が通知されていな ける。)。」と、 称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設 の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の を記載する 住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表 るのは の備考13中 まなが、 国際登録簿に記載された文字と同一の文字 「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設け の欄は設けるには及ばない。」と、 「代表者の氏名 、し、 (法人にあっては、 【出願番号】」 「代表者の氏名を記載する。 様式第四の備考2ロ中「囲 [PCT/0000/0000 を記載す の欄を 「【氏名又は名 。 م 田田 超路器国 _ 同 様 緊出 لح 龗

義人にあっては、 のは 備考13中「代表者の氏名を記載する。」 」の欄は設けるには及ばない。」
ン、)に記載された文字と同一の文字を記載する。 ただし、 よる国際登録簿(以下「国際登録簿」という。 又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】 「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、 「代表者の氏名を記載する。 識別番号を記載 「【氏名又は名称】」の次に したと まなが、 国際登録の名 同様式 とあ 【住所 0

国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する(法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。)。」と、様式第四の備考2ロ中「国際特

の他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/ \mathbb{H} 登録出願についての出願の番号が通知されてい 欄を設けて「特許」と記載する。」 出願番 又は「【受任した代理人】」の欄の次に「【そ ないときは、「【出願番号】」を「【出願日】 ○」のように国際出願番号を記載し、 の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一 のようにハイフンを記載し、「【代理人】」 \sim のよう 意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠 際登録の日の年月日を記載し、 $\dot{ } \subset$ 于] ر ا 「令和何年何月何日提出の意匠登録順 意匠法第60条の6第1項に規定する の欄の次に 「【出願の区分】」 「【出願日】 とあるの 」 図 際 9 は

の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」 のように意匠法第60条の6第1項に規定する国 いときは、「【出願番号】」を「【出願日】」 録出願についての出願の番号が通知されていな 願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄 」のように国際出願番号を記載し、 許出願について、出願番号が通知されていない 際登録の日の年月 意匠法第60条の6 を設けて「特許」と記載する。」とあるのは 番号】」 \sim とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録順」 いないが、 とし、「PCT/0000/00000 「【出願番号】」の欄を「【国際出願 日を記載し、 第3項に規定す 「【出願 、 国 「【国際出 照河河河 溪

受理 改正協定第6条(1)(a)の規定に 4.10の規定による優先権の主張の基礎とされ 張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み ントンで作成された特許協力条約に基づく規則 式第三十六の備考1中 は広域特許を与える任務を有する当局若しくは た出願をした国の国名 登録の番号 ○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際 「一百万や今号。)」とあるのは と意匠の番号を記載する。」と、 (国際特許出願にあして 「1970年6月19日にワシ よる優先権の主 「ジュネーブ 様

替えるものとする。

の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替

出願をした国の国名 録の番号と意匠の番号を記載する。」と、 のようにハイフンを記載し、「【代理人】」又 **祖官庁や含む。)」とあるのは** 広域特許を与える任務を有する当局若しくは受 第三十六の備考1中「1970年 6 月19日にコツン 00000 他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○ は「【受任した代理人】」の欄の次に「【その 正協定第6条(1)(a)の規定によ トンで作成された特許協力条約に基づく規則4 10の規定による優先権の主張の基礎と 意匠番号〇〇〇」のように国 (国際特許出願にあつては る優先権の主張 「ジュネーブ改 された 様式 緊 溪

[] は注記である。 2~9		えるものとする。
表中の[]	2~9 [略]	2~9 [略]
	表中の[]	

(商標法施行規則の一部改正)

第三条 商標法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並び	一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで	十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十	四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第	第二十二条 特許法施行規則第一章(総則)(第	(特許法施行規則等の準用)	改正後
、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並び	一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで	十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十	四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第	第二十二条 特許法施行規則第一章(総則)(第	(特許法施行規則等の準用)	改正前

二から第十条まで、第十一条の三から第十一条	二から第十条まで、第十一条の三から第十一条
登録の申請(第一条から第八条まで、第	登録の申請(第一条から第八条まで、第九条の
一条第一項及び第二項の規定に限る。)	一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書換
る。)、国際登録の存続期間の更新の申	る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第
録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限	録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限
規定に限る。)、国際登録の名義人の変	規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記
る。)、事後指定(第一条第一項及び第二	る。)、事後指定(第一条第一項及び第二項の
登録出願(第一条第一項及び第二項の規定	登録出願(第一条第一項及び第二項の規定に限
定は、商標登録出願、防護標章登録出願	定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際
出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)	出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規
(パリ条約による優先権等の主張の証明	(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提
三第一項、第二十八条の二及び第二十八条	三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三
に第十九条を除く。)並びに第二十七条の三の	に第十九条を除く。)並びに第二十七条の三の

第十三条(同法附則第二十三条において準用す	第十三条(同法附則第二十三条において準用す
条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則	条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則
出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四	出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四
標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の	標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の
のは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護	のは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護
項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とある	項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とある
場合において、特許法施行規則第四条の二第一	場合において、特許法施行規則第四条の二第一
規定に限る。)に関する手続に準用する。この	規定に限る。)に関する手続に準用する。この
一条の五まで及び第十三条から第十七条までの	一条の五まで及び第十三条から第十七条までの
条の二から第十条まで、第十一条の三から第十	条の二から第十条まで、第十一条の三から第十
録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九	録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九
に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登	に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登
の五まで及び第十三条から第十七条までの規定	の五まで及び第十三条から第十七条までの規定

を含む。)又は同法第十七条の二第一項(同法	を含む。)又は同法第十七条の二第一項(同法
(同法第六十八条第一項において準用する場合	(同法第六十八条第一項において準用する場合
く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項	く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項
出願(もとの特許出願の代理人による場合を除	出願(もとの特許出願の代理人による場合を除
三 特許法第四十四条第一項の規定による特許	三 特許法第四十四条第一項の規定による特許
議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「	議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「
五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異	五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異
の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第	の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第
「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条	「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条
審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは	審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは
八条第四項において準用する場合を含む。)の	八条第四項において準用する場合を含む。)の
む。)及び同法第四十五条第一項(同法第六十	む。)及び同法第四十五条第一項(同法第六十
る場合を含む。)において準用する場合を含	る場合を含む。) において準用する場合を含

章登録に基づく権利の存続期間の更新登続期間の更新登録の申請(商標権に係る	更新登録の品
延長登録の出願」とあるのは 五	延長登録の出願」とあるのは「五の三」書換登延長登録の出願」とあるのは「五の二」防護標で石 商標権の存
合を除く。)」と、「五 特許権	合を除く。)」と、「五 特許権の存続期間の
録出願又は防護標章登録出願の代	録出願又は防護標章登録出願の代理人による場
一項の規定による商標登録出願(もと	一項の規定による商標登録出願(もとの商標登
む。)において準用する意匠法第十七条の三第	む。)において準用する意匠法第十七条の三第
第六十八条第四項において準用する場合を	第六十八条第四項において準用する場合を含
において準用する場合を含む。)若しく	において準用する場合を含む。)若しくは同法
法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五	法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項
む。)若しくは同法第五十五条の二第三項	む。)若しくは同法第五十五条の二第三項(同
第六十八条第二項において準用する場合を含	第六十八条第二項において準用する場合を含

行規則第七条及び第十八条第四項中「若しく」:	合を含む。)の審判を除く。)」と、特許法	項(同法第六十八条第四項において準用する	用する場合を含む。)及び同法第四十五条第	条において準用する場合を含む。) において	四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十	(商標法第四十四条第一項(同法第六十八条	判を除く。)」とあるのは「十二の審判の請し	」と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服)	役務の区分の数を減じて申請する場合に限る	の申請
施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しく	場合を含む。)の審判を除く。)」と、特許法	一項(同法第六十八条第四項において準用する	準用する場合を含む。)及び同法第四十五条第	三条において準用する場合を含む。)において	第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十	求(商標法第四十四条第一項(同法第六十八条	審判を除く。)」とあるのは「十二 審判の請	」 と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服。)	願び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る	録の申請

- 、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新	- 、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新
出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人	出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人
」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録	」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録
三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判	三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判
行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の	行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の
録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施	録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施
立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登	立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登
項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申	項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申
五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一	五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一
議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の	議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の
」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異	」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異
貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国	貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国
は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界	は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界

判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登	判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登
許出願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審	許出願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審
の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特	の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特
ための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間	ための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間
る特許権及び技術上の知識の交流を容易にする	る特許権及び技術上の知識の交流を容易にする
条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにす	条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにす
合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第九	合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第九
項(同法第六十八条第四項において準用する場	項(同法第六十八条第四項において準用する場
る場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一	る場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一
おいて準用する場合を含む。)において準用す	おいて準用する場合を含む。)において準用す
及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条に	及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条に
標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項	標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項
登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商	登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商

- 、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第	和 三
第九条第二項」と、「、特許法施行令第	第九条第二項」と、「、特許法施行令第十一条
標法第七条第三項、第七条の二第四	標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは
条中「特許法第三十条第三項」とある	条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商
合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十	合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十
項(同法第六十八条第四項において準用する場	項(同法第六十八条第四項において準用する場
る場合を含む。)若しくは同法第四十五条	る場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一
おいて準用する場合を含む。)におい	おいて準用する場合を含む。)において準用す
及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条	及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条に
標法第四十四条第一項(同法第六十八条第	標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項
新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商	新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商
人、防護標章登録に基づく権利の存続期間	人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更
録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請	録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請

文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第	条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本	項において準用する場合を含む。)、第六十九	本文、第三十八条の十四第四項本文(同条第六	条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項	む。)、第三十一条の二第六項本文、第三十八	項本文(同条第七項において準用する場合を含	一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五	項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第	第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三	第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七	第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条	二十号)第一条の三又はこの省令第四条の三、
て準用する場合を含む。)、第六十九条第二項	三十八条の十四第四項本文(同条第六項におい	四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第	第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第	同条第七項において準用する場合を含む。)、	くは第二項、第二十七条の四の二第五項本文(しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若し	文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若	第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項本	ら第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、	十九条まで又はこの省令第四条の三、第五条か	(平成二十六年政令第十三号) 第十七条から第	二十号)第一条の三、産業競争力強化法施行令

第二十七条の四の二第五項本文(同条第七項に	第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の
本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、	の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、
条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項	において準用する場合を含む。)、第三十一条
第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七	、第二十七条の四の二第五項本文(同条第七項
、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五	項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項
はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで	七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四
争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又	五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十
条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競	で、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の
若しくは第五項」と、「、特許法施行令第十一	又はこの省令第四条の三、第五条から第七条ま
第十八条の二第三項本文、第二十条第四項本文	令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三
文、第十条第五項本文、第十八条第二項前段、	四項本文若しくは第五項」と、「、特許法施行
るのは「又は商標法施行規則第二条第十一項本	項前段、第十八条の二第三項本文、第二十条第
本文若しくは第六十九条の二第三項本文」とあ	十一項本文、第十条第五項本文、第十八条第二

第二、様式第四、様式第九、様式第十一、	十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一
項」と、特許法施行規則第十一条の四中	第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二
二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五	式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式
特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条の	式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様
第三項本文若しくは第二十条第四項本文」と、	五項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様
五項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二	の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第
商標法施行規則第二条第十一項本文、第十条第	、特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条
第六十九条の二第三項本文」とあるのは	二第三項本文若しくは第二十条第四項本文」と
合を含む。)、第六十九条第二項本文若	第五項本文、第十八条第二項前段、第十八条の
四第四項本文(同条第六項において準用する	は商標法施行規則第二条第十一項本文、第十条
三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十	は第六十九条の二第三項本文」とあるのは「又
二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、	場合を含む。)、第六十九条第二項本文若しく
おいて準用する場合を含む。)、第三十一条の	十四第四項本文(同条第六項において準用する

六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第	様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第
第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第	様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則
式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式	第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は
四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様	第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式
十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の	式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式
式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六	様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様
式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様	の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、
式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様	六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五
様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様	様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第
五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、	様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から
六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の	様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、
十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十	、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、
第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第	の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで

規則第二十八条の三に規定する様式第四十又	二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは	の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第一	定する様式第二十二、同規則第二十七条の三	式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に	式第十一、同規則第十一条の五に規定する様	に規定する様式第九、同条第二項に規定する	に規定する様式第四、同規則第九条の二第一	第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二	において準用する特許法施行規則第四条の二	式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一	の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは	一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十
定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の	第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規	式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式	に規定する様式第九、同条第二項に規定する様	に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項	一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項	において準用する特許法施行規則第四条の二第	式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項	の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様	一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四	式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十	式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様	六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様

規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八	十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する
式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項	、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六
九、同規則第五十七条の三第二項に規定する	八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五
則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の	に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十
五十条の三に規定する様式第六十五の六、同	様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項
条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第	の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する
項に規定する様式第六十五の二、同規則第五	規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五
定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五	第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同
する特許法施行規則第四十八条の三第二項に	十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則
商標法施行規則第二十二条第六項において準	五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五
規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は	規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第
十八条の二に規定する様式第三十八若しくは	用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に
三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二	は商標法施行規則第二十二条第六項において準

審査又は商標法第四十四条第一項(同法第六十	おいて準用する場合を含む。)若しくは同法第
間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の	第二十三条において準用する場合を含む。)に
登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期	十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則
服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章	の審査又は商標法第四十四条第一項(同法第六
十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不	期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請
様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第	章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続
三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する	不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標
条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十	第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定
定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一	る様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則
式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規	十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定す
五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様	一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二
同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十	規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十
条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、	様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に

行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四条	準用する場合を含む。)及び同法第百七十四条
準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施	の八第一項(同法第百七十四条第一項において
十五条第一項(同法第六十八条第四項において	条第四項(同法第七十一条第三項、第百二十条
において準用する場合を含む。)又は同法第四	施行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四
則第二十三条において準用する場合を含む。)	て準用する場合を含む。)の審判」と、特許法
六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附	四十五条第一項(同法第六十八条第四項におい
とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第)において準用する場合を含む。)又は同法第
行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」	附則第二十三条において準用する場合を含む。
準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施	第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法
十五条第一項(同法第六十八条第四項において	」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法
いて準用する場合を含む。)若しくは同法第四	施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判
二十三条において準用する場合を含む。)にお	て準用する場合を含む。)の審判」と、特許法
八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第	四十五条第一項(同法第六十八条第四項におい

二項(同法第六十八条第五項において準用する	意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第	いて準用する場合を含む。)において準用する	同法附則第二十一条(同法附則第二十三条にお	条第五項において準用する場合を含む。)及び	む。)、同法第六十二条第一項(同法第六十八	第六十八条第四項において準用する場合を含	四項において準用する場合を含む。)及び同法	準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第	条の二第一項(同法第六十八条第五項において	項(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十	含む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一	第二項から第四項までにおいて準用する場合を
附則第二十一条(同法附則第二十三条において	五項において準用する場合を含む。)及び同法)、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第	六十八条第四項において準用する場合を含む。	項において準用する場合を含む。)及び同法第	用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四	の二第一項(同法第六十八条第五項において準	(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条	む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一項	二項から第四項までにおいて準用する場合を含	用する場合を含む。)及び同法第百七十四条第	八第一項(同法第百七十四条第一項において準	第四項(同法第七十一条第三項、第百二十条の

至月	「形質フーリジ質型エアで同窓所具質
いて隼用する寺午去第写七十四条第三頁こおい	一頁(司去第六十八条第四頁及び司去付則第十一
二十三条において準用する場合を含む。)にお	定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第
を含む。)及び同法附則第二十条(同法附則第	おいて準用する場合を含む。)」と、「拒絶査
(同法第六十八条第五項において準用する場合	において準用する特許法第百七十四条第三項に
許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条	則第二十三条において準用する場合を含む。)
(商標法第二十八条第三項において準用する特	場合を含む。)及び同法附則第二十条(同法附
)において準用する特許法第百三十四条第四項	一条(同法第六十八条第五項において準用する
附則第二十三条において準用する場合を含む。	る特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十
第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法	四項(商標法第二十八条第三項において準用す
を含む。)において準用する意匠法第五十八条	む。)において準用する特許法第百三十四条第
(同法第六十八条第五項において準用する場合	同法附則第二十三条において準用する場合を含
法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項	八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(
準用する場合を含む。)において準用する意匠	場合を含む。)において準用する意匠法第五十

む。)及び同法第百二十条の八第一項(同法第	同法第百七十四条第二項から第四項までにおい
第百七十四条第一項において準用する場合を含	含む。)、同法第百三十四条の二第九項並びに
一条第三項、同法第百二十条の五第九項(同法	法第百七十四条第一項において準用する場合を
五項」と、「第百三十三条第三項(同法第七十	を含む。)及び同法第百二十条の八第一項(同
の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第	同法第百七十四条第一項において準用する場合
特許法施行規則第十六条第二項中「第三十八条	七十一条第三項、同法第百二十条の五第九項(
において準用する場合を含む。)の審判」と、	二第五項」と、「第百三十三条第三項(同法第
同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項	八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の
含む。)において準用する場合を含む。)又は	と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三十
(同法附則第二十三条において準用する場合を	四項において準用する場合を含む。)の審判」
(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条	又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第
服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項	合を含む。)において準用する場合を含む。)
て準用する場合を含む。)」と、「拒絶査定不	三条(同法附則第二十三条において準用する場

項において同じ。)及び同法附則第二十一条 (て準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第
五項において準用する場合を含む。以下、	を含む。以下、この項において同じ。)におい
)、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第	条(同法附則第二十三条において準用する場合
する場合を含む。以下、この項において同	この項において同じ。)及び同法附則第二十一
む。)及び同法第六十八条第四項において準用	条第五項において準用する場合を含む。以下、
法第六十八条第四項において準用する場合を含	じ。)、同法第六十二条第一項(同法第六十八
第五項において準用する場合を含む。)及	用する場合を含む。以下、この項において同
項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条	含む。)及び同法第六十八条第四項において準
第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第一	同法第六十八条第四項において準用する場合を
準用する場合を含む。)」とあるのは	条第五項において準用する場合を含む。)及び
法第百七十四条第二項から第四項までにおいて	一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八
む。)、同法第百三十四条の二第九項並び	法第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第
百七十四条第一項において準用する場合を含	て準用する場合を含む。)」とあるのは「商標

項において準用する場合を含む。)及び同法附	第百七十四条第三項において準用する場合を含
並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五	用する場合を含む。)において準用する特許法
三項において準用する特許法第七十一条第三項	附則第二十条(同法附則第二十三条において準
許法第百三十三条第三項(商標法第二十八条第	五項において準用する場合を含む。)及び同法
、この項において同じ。)において準用する特	項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第
第二十三条において準用する場合を含む。以下	第三項において準用する特許法第七十一条第三
項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則	特許法第百三十三条第三項(商標法第二十八条
じ。)において準用する意匠法第五十八条第三	下、この項において同じ。)において準用する
用する場合を含む。以下、この項において同	則第二十三条において準用する場合を含む。以
二条第二項(同法第六十八条第五項において準	三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附
用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十	同じ。)において準用する意匠法第五十八条第
む。以下、この項において同じ。)において準	て準用する場合を含む。以下、この項において
同法附則第二十三条において準用する場合を含	六十二条第二項(同法第六十八条第五項におい

五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一	る特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十
法第六十二条第二項において準用する意匠法第	一項(商標法第二十八条第三項において準用す
おいて準用する意匠法第五十八条第二項、商標	項において準用する特許法第百三十三条の二第
法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条に	五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一
)」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同	法第六十二条第二項において準用する意匠法第
から第四項までにおいて準用する場合を含む。	おいて準用する意匠法第五十八条第二項、商標
る場合を含む。)及び同法第百七十四条第二項	法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条に
一項(同法第百七十四条第一項において準用す)」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同
同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第	から第四項までにおいて準用する場合を含む。
む。)」と、「同法第百三十三条の二第一項(る場合を含む。)及び同法第百七十四条第二項
百七十四条第三項において準用する場合を含	一項(同法第百七十四条第一項において準用す
する場合を含む。)において準用する特許法第	同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第
則第二十条(同法附則第二十三条において準用	む。)」と、「同法第百三十三条の二第一項(

数数 記載す に 規則様式第三の 行規則様式第二の備考11中「宮海、宮雲、 則第二十三条において準 場合を含む。) るべく何県、何郡、何村、大字何、 号のように詳しく記載し、 何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、 お 大字何、 お いて準用する場合を含む。)」と、 何号のよ いて準 (同法第六十八条第五項において準用する) 。 。 。 字何、 用する特許法第百七十 ٧ とあるのは 及び同法附則第二十条 備考7中 に記載する。」と、 何番地、 用する場合を含む。) 「何県、何郡、何村、 「代理人にあっては、 請求人にあってはな 何号のように詳しく 四条第三項に **外**何、 特許法的 特許法施 (同法附 何村 何幽 施行 直 にお 号のように詳しく記載し、請求人にあつてはな 記載する。」とあるのは 行規則様式第二の お 則第二十三条において準用する場合を含む。) 場合を含む。)及び同法附則第二十条 項において準用する特許法第百三十三条の二第 何県、何郡、何村、大字何、字何、 る特許法第七十一条第三項 条 項 大字何、字何、何番地、 いて準用する場合を含む。 いて準用する特許法第百七十四条第三項に (同法第六十八条第 (商標法第二十八条第三項において準用す 備考11中 「代理人にあっては、 五 何号のように詳しく 一項に 並 「何県、何郡、) 」 と、 び に商標法第六十 お *(* \ 何番塔、 て準 特許 (同 甪 何村 法 法附 する 、 旬

施

	備考 表中の [] は注記である。
2~9 [略]	2~9 [略]
とする。	
、 何やのように剖戯する。」と読み替えるもの	
べく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地	
のように詳しく記載し、請求人にあつてはなる	とする。
県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号	、
載する。」とあるのは「代理人にあつては、何	べく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地
大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記	のように詳しく記載し、請求人にあつてはなる
規則様式第三の備考7中「河海、河部、河착、	県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号
と、何号のように記載する。」と、特許法施行	載する。」とあるのは「代理人にあつては、何
るべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番	大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第四 条 特許協, 力条約に基づく国際出 願等に関する法律施 行 規則 (昭和五十三年通商産業省令第三十四号)

の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 Î 前 欄 に掲げる規定の傍線を付 した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

際出願について法第四条の規定による認定がさ	
う。)が国際調査機関に送付される前に当該国	う。)が国際調査機関に送付される前に当該国
出願の調査用写し(以下「調査用写し」とい	出願の調査用写し(以下「調査用写し」とい
第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際	第三十六条の二 条約第十二条①に規定する国際
(手数料の一部返還)	(手数料の一部返還)
改正前	改正後

化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十	料の軽減(以下「軽減」という。)を受ける
一万円(法第十八条の二又は産業競争力強	一万円(法第十八条の二の規定による手数
一 次号及び第三号に該当する場合以外の場合	一 次号及び第三号に該当する場合以外の場合
により返還する。	により返還する。
該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求	該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求
いう。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ当	いう。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ当
金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」と	金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」と
げる金額の範囲内において同項の政令で定める	げる金額の範囲内において同項の政令で定める
れた手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲	れた手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲
項に掲げる部分に限る。)の規定により納付さ	項に掲げる部分に限る。)の規定により納付さ
れたときは、法第十八条第二項(同項の表一の	れたときは、法第十八条第二項(同項の表一の
の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがさ	の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがさ
れず、若しくは取り下げられたものとみなす旨	れず、若しくは取り下げられたものとみなす旨

	備考 表中の [] は注記である。
2 [略]	2 [略]
二•三 [略]	二•三 [略]
において同じ。)	
一万円に軽減の割合を乗じて得た額。第三号	
「軽減」という。)を受ける者にあつては、	得た額。第三号において同じ。)
六条第三項の規定による手数料の軽減(以下	者にあつては、一万円に軽減の割合を乗じて

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正)

第五条 経済 産 業省関係産 業競争力強化法施行 規 則 (平成二十六年経済産業省令第一号) の一部を次のよう

に改正する。

次 0 表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付 した部分は、 これに順次対応する改正 後欄に掲げ る規

定の傍線を付した部分のように改め、 改正前間 欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを削る。

第一節 特定新事業開拓投資事業の促進	第二章 産業活動における新陳代謝の活性	第一章 総則(第一条—第九条)	目次	改正後
第	化		目	
第一節	第二章	第一章	次	
特定新事業開拓投資事業の促進	産業活動における新陳代謝の活	総則(第一条—第九条)		改正前

IS E	ß ₽
) 附則	附則
第五章 雜則 (第六十六条—第六十九条)	第五章 雑則(第六十六条—第六十九条)
第六十五条)	第六十五条)
第四章 中小企業の活力の再生(第六十二条—	第四章 中小企業の活力の再生(第六十二条—
の <u>一</u>)	の : :
事業活動の支援等(第五十七条―第六十一条	事業活動の支援等(第五十七条―第六十一条
第三章 株式会社産業革新投資機構による特定	第三章 株式会社産業革新投資機構による特定
(第四十九条—第五十六条)	
第三節 事業活動における知的財産権の活用	[削る]
十八条)	十六条)
第二節 事業再生の円滑化(第十五条—第四	第二節 事業再生の円滑化(第十五条—第五
十条—第十四条)	十条—第十四条)

第三十五条から第四十八条まで

削除

第三節 事業活動における知的財産権の

活用

(産業競争力の強化に資する技術の分野)

第四十九条 法第六十六条第一項の経済産業省令

続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通で定める技術の分野は、工業所有権に関する手

商産業省令第四十一号)別表第二の技術の分野

の欄(一の項から三十九の項までに係る部分に

収る。) に掲げるとおりとする。

(特許料の軽減等の要件)

額は、	2	*/:) 	<u></u>	*/.)+ 	<u> </u>	あ	第	する	める	第五十条
5、前事業年度1	令第十六条第二号ロの経済産業省令で定める	数又は額の株式又は出資を所有する関係	は出資価額の総額の三分の二以上に相当する	その発行済株式	数又は額の株式又は出資を所有する関係	は出資価額の総額の二分の一以上に相当する	その発行済株式の総数、	あっては第二号に掲げるものとする。	一号に掲げるものとし、	する法人に対し、出	める関係は、令第一	
前事業年度末の貸借対照表(設立の日の	5日の経済産業	又は出資を所有	観の三分の二以	その発行済株式の総数、出資口数の総数又	又は出資を所有	領の二分の一以	の総数、出資	掲げるものとす		単独で有する場合にあっては	令第十六条第二号イ及びロに該当	令第十六条第二号の経済産業省令で定
(設立の日の	省令で定める	する関係	上に相当する	口数の総数又	する関係	上に相当する	出資口数の総数又	る。 。	共同で有する場合に	合にあっては	及びロに該当	産業省令で定

四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和

定する確定申告書をいう。)を提出すべき期限

が到来していない法人にあっては、成立時の貸

借対照表)に計上されている総資産の帳簿価額

帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に当

から当該貸借対照表に計上されている総負債

該事業年度に係る利益の額が計上されていると

きは、その額を控除した金額とし、当該事業年

度に係る欠損金の額が計上されているときは、

その額を加算した金額とする。)の百分の六十

に相当する金額とする。

(特許料軽減申請書の様式)

第五十一条 令第十七条第一項に規定する申請書

\ \ °

様式第二十

一により作成しなければならな

(審査請求料軽減申請書の様式)

第五十二条 令第十八条第一項に規定する申請書

は、様式第二十二により作成しなければならな

(国際出願に係る手数料軽減申請書の様式)

第五十三条 令第十九条第一項に規定する申請書

は、

様式第二十三により作成しなければならな

- 68 -

\ \ 0

(国際出願に係る願書等に添付する書面)

第五十四条 法第六十六条第三項の規定により国

は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者

法律 (昭和五十三年法律第三十号) 第十八条第

二項の表一の項の規定により納付すべき手数料

(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の

範囲内において同項の政令で定める金額に係る

部分に限る。)の軽減を受けようとする場合に

項の規定により納付すべき手数料(同項に規定あっては国際出願に係る願書に、同項の表三の

て同項の政令で定める金額に係る部分に限る。する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内におい

) の軽減を受けようとする場合にあっては国際て同項の政令で定める金額に係る部分に限る

予備審査に係る請求書に、令第十九条第一項に

規定する申請書又はその写しを添付しなければ

ならない。

(添付書面)

(海作書面)

第五十五条

令第十七条第一項、

第十八条第一項

又は第十九条第一項の申請書(次条において「

特許料軽減申請書等」という。)に添付すべき

れ当該各号に定めるとおりとする。書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞ

並びにその有する株式の数又は出資の金額
いう。)の氏名又は名称及び住所又は居所
人税法第二条第十四号に規定する株主等を
回 前事業年度終了の日における株主等(法
一 当該要件に該当することを証する書面
る場合 次に掲げる書面
三 令第十六条第二号イに掲げる要件に該当す
面
る場合 当該要件に該当することを証する書
二 令第十六条第一号ロに掲げる要件に該当す
面
る場合 当該要件に該当することを証する書
一 令第十六条第一号イに掲げる要件に該当す

を記載した書面

兀

令第十六条第二号ロに掲げる要件に該当す

る場合 次に掲げる書面

| 定款、法人の登記事項証明書又は前事業

年度末の貸借対照表(外国法人にあっては

面その他これらに類するもので名称、住所、官公署から発行され、又は発給された書

、資本金又は出資の総額及び設立の年月日

の総額及びその設立の日を証する一又は二を記載したもの)のうち、資本金又は出資

の書面(資本金又は出資を有しない法人に

定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書あっては、前事業年度末の貸借対照表及び

別割は乳

のうち、
その設立の日を証する書面

ロ 前号ロに掲げる書面

(特許料軽減申請書等の添付書面の省略)

第五十六条 特許料軽減申請書等に添付すべき書

他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続(特面(以下この条において「書面」という。)を

許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十

令第二十号)第一条の三に規定する手続を含条又は特許法等関係手数料令(昭和三十五年政

む。)において既に特許庁長官に提出した者は

に変更がないときは、特許料軽減申請書等にそ、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面

備考 表中の [] は注記である。 ことができる。 ができる。 の旨を記載して当該書面の添付を省略すること あると認めるときは、 ただし、 特許庁長官は、 当該書面の提出を命ずる 特に必要が

株式第二十一から第二十三まで 削除

様式第二十一から第二十三までを次のように改める。

この省令は、

公布日から施行する。